

高崎市告示第 275 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する旨、告示する。

この処分は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成 25 年 7 月 1 日

高崎市長 富岡 賢治



1 変更理由

高崎市国土調査事業地籍調査井出Ⅱ地区の実施に伴い、字の区域の変更が生じたため。

2 変更内容

町	字	地番
井出町	下川久保	962-1 から 962-4 まで

上記区域を字前原に変更する。